

新見市 国土強靱化地域計画

令和3年3月

目次

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の推進期間	2
4. 地域計画と地域防災計画との関係	2
第2章 基本的な考え方	3
1. 基本方針	3
2. 基本目標	4
3. 事前に備えるべき目標	5
第3章 市の概況及び想定される災害リスク	6
1. 市の概況	6
2. 想定される災害リスク	10
3. 対象とする災害	17
第4章 脆弱性の評価及び施策の推進方針	18
1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	18
2. 施策分野の設定	20
3. 脆弱性の評価結果	20
4. リスクシナリオごとの推進方針	20
5. 施策の重点化	58
第5章 計画の推進と進捗管理	60
1. 計画の推進	60
2. 計画の進捗管理と見直し	60
別冊 新見市国土強靱化地域計画 アクションプラン	

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け

1. 計画策定の主旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、国は、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を推進することとしている。

新見市（以下「本市」という。）においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、市街地での内水氾濫などに加え、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると想定されている南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国や岡山県（以下「県」という。）の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとした。大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進める必要があることから、本市の地域特性に即した取組を総合的かつ計画的に推進するため、新見市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、第3次新見市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合・調和を図りながら、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針として定めるものである。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋

3. 計画の推進期間

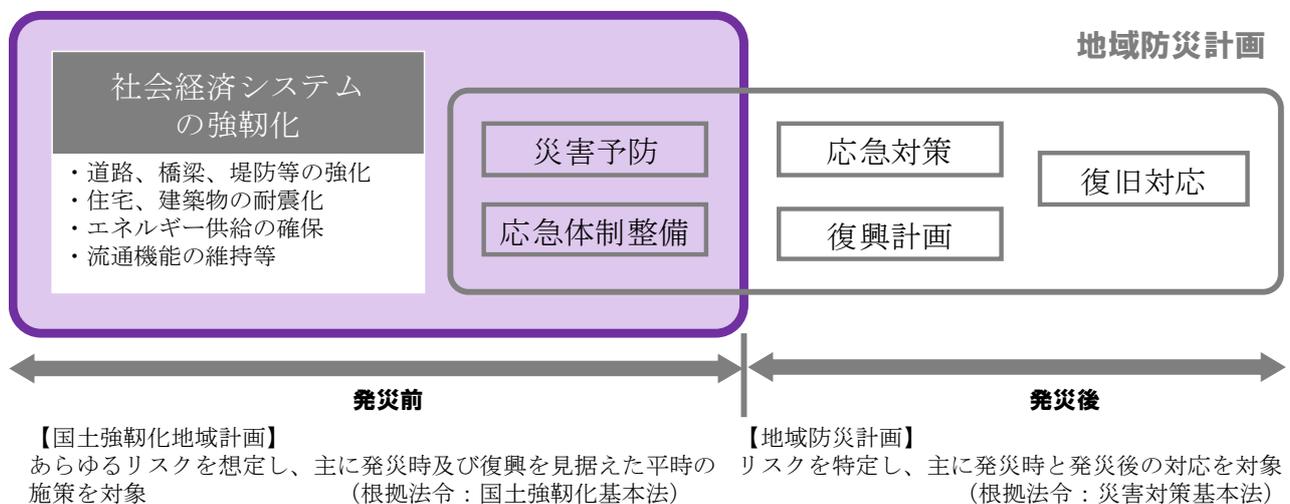
地域計画の推進期間は、総合計画の計画期間を勘案し、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。

4. 地域計画と地域防災計画との関係

地域計画では、あらゆる災害（リスク）に備えるため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに併せた施策	—
施策の重点化	○	—

国土強靱化地域計画



第2章 基本的な考え方

1. 基本方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、PDCA サイクル（P4 参照）を繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・社会経済システムの現状のどこに問題があるかを知る「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定する。

国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ② 長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ③ 「自立・分散・協調」型国土構造の実現に寄与すること

適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策とすること

効率的な施策の推進

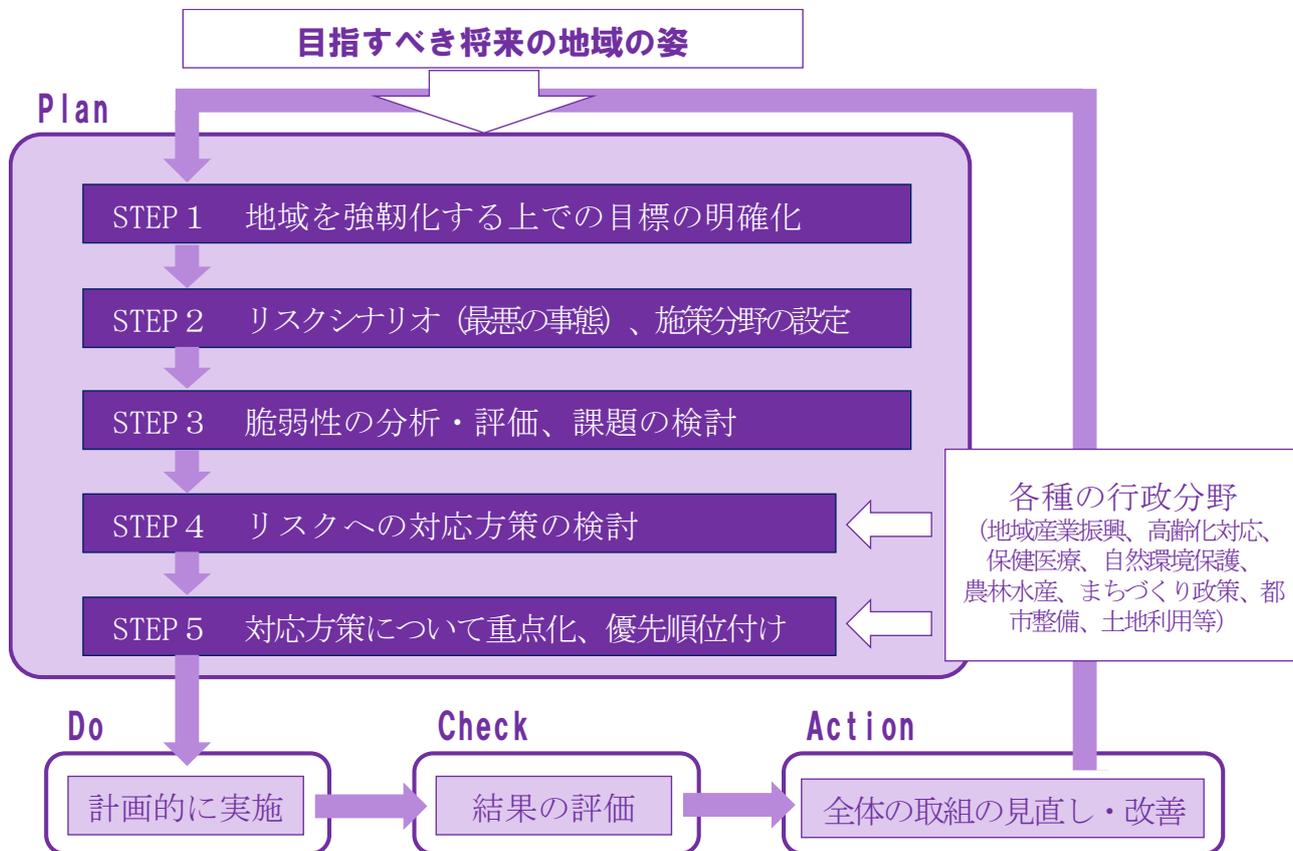
- ① 人口の減少等に起因する需要の変化、気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ② 民間資金の積極的な活用を図ること

地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ③ 地域特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ること

なお、地域計画策定にあたっては、基本計画や岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととする。

計画の策定と PDCA サイクルによる推進



2. 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

3. 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 市の概況及び想定される災害リスク

1. 市の概況

① 位置及び面積

本市は、県の最西北端、高梁川の源流域に位置し、東は真庭市及び新庄村、南は高梁市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接している。

面積は、793.29 km²で県全体の 11.2%を占め、全域が中国山地の脊梁地帯に属する起伏の多い地形で、総面積の 86.3%の 684.56 km²（平成 27 年農林業センサス）を森林が占めている。

② 地勢・地質

北部は 1,000m級の山々が東西に連なり、市内いたるところで山岳が起伏し、多くの溪谷がはしり、平坦地は極めて少ない。東南部一帯は、石灰岩地帯特有のカルスト地形を形成している。

市内において、人々の生活、生産活動が行われているのは、標高 170m～600mの範囲であり、地勢はおおむね急峻で傾斜地の多い地域である。

③ 人口

本市の人口は 30,658 人、世帯数は 11,648 世帯（平成 27 年国勢調査）で、人口は、県人口の 1.6%にあたり、1 km²当たりの人口密度は 38.6 人と希薄である。

昭和 30 年の 66,146 人をピークに、その後は減少が続き、総人口に占める 65 歳以上の比率は 38.8%と高齢化が進んでいる。

④ 災害履歴

・地震

県で震度 4 以上を観測した地震（明治 35 年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名（地震名）	規模（M）
1905(M38) 6/2	岡山 4	県内被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909(M42) 8/14	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909(M42) 11/10	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸 ひさし・壁破損 29 戸等	宮崎県西部	7.6

発 生 年月日	震 度	被 害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1927(S2) 3/7	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件 煉瓦煙突の上部破損 (上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930(S5) 12/21	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
1934(S9) 1/9	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊し た程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
*1938(S13) 1/2	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石 40～50 個落 下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水 池堤防決壊	広島県北部	5.5
1943(S18) 9/10	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、崖 崩れ、地割れ、落石等あり (被害については、どちらの地震によ るか判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
	岡山 4 津山 2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
1946(S21) 12/21	岡山 4 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流 域の新生地の被害が甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人 建物全壊 1,200 戸、建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の破損多し。玉島・ 笠岡管内の電気・通信線がほとんど破 壊された。	紀伊半島沖 (南海地震)	8.0
1952(S27) 7/18	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
1968(S43) 8/6	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6
1995(H7) 1/17	岡山 4 津山 4	軽傷 1 人	大阪湾 【平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震】	7.3
2000(H12) 10/6	新見・大佐・哲 多・落合・美甘 5 強 19 市町村 5 弱 39 市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市 の軟弱地盤域を中心に被害が多かつ た。重傷 5 人、軽傷 13 人、住家全壊 7 棟、住家半壊 31 棟、住家一部破損 943 棟、その他水道被害、道路破損多 数	鳥取県西部 【平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震】	7.3

発 生 年月日	震 度	被 害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
2001(H13) 3/24	26 市町村 4	軽傷 1 人、住家一部破損 18 棟	安芸灘 【平成 13 年(2001 年)芸予地震】	6.7
2002(H14) 9/16	6 町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
2006(H18) 6/12	4 市 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
2007(H19) 4/26	玉野 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
2013(H25) 4/13	5 市町 4	県内被害なし	淡路島付近	6.3
2014(H26) 3/14	16 市町 4	重傷 1 人、軽傷 3 人	伊予灘	6.2
2016(H28) 10/21	鏡野、真庭 5 強 12 市町村 4	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部損壊 17 棟、非住家全壊 1 棟、非住家一部 損壊 20 棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0
2018(H30) 4/9	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

*：県内震度 3 であるが被害発生地震のため特に記載した。

1995 年（平成 7 年）までは気象官署の震度である。

【 】は気象庁が命名した地震

・風水害

本市において人的等大きな被害のあった災害及び平成 17 年新市発足後の主な災害

原因	人的被害	住家被害
昭和 38 年 7 月 大雨	死者 1 名	床上浸水 29 件 床下浸水 622 件
昭和 47 年 7 月 大雨	死者 1 名 重傷 1 名 軽傷 1 名	全壊 36 件 半壊 56 件 床上浸水 339 件 床下浸水 2,645 件
昭和 51 年 9 月 台風第 17 号	死者 2 名	床下浸水 2 件
昭和 55 年 9 月 大雨	死者 1 名	床上浸水 1 件 床下浸水 19 件

原因	人的被害	住家被害
平成 18 年 7 月 大雨	死者 1 名	全壊 2 件 床上浸水 2 件 床下浸水 10 件
平成 23 年 9 月 台風第 12 号	被害なし	床下浸水 8 件
平成 24 年 7 月 大雨	被害なし	床下浸水 20 件
平成 30 年 7 月 大雨	行方不明 1 名 軽傷 1 名	全壊 3 件 半壊 4 件 床上浸水 31 件 床下浸水 89 件
平成 30 年 9 月 台風第 24 号	被害なし	床下浸水 9 件
令和元年 9 月 大雨	重傷 1 名	全壊 3 件、半壊 12 件、床上浸水 65 件 床下浸水 200 件

2. 想定される災害リスク

① 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震・津波

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来による多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難というべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

(国の想定)

・ 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。市域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

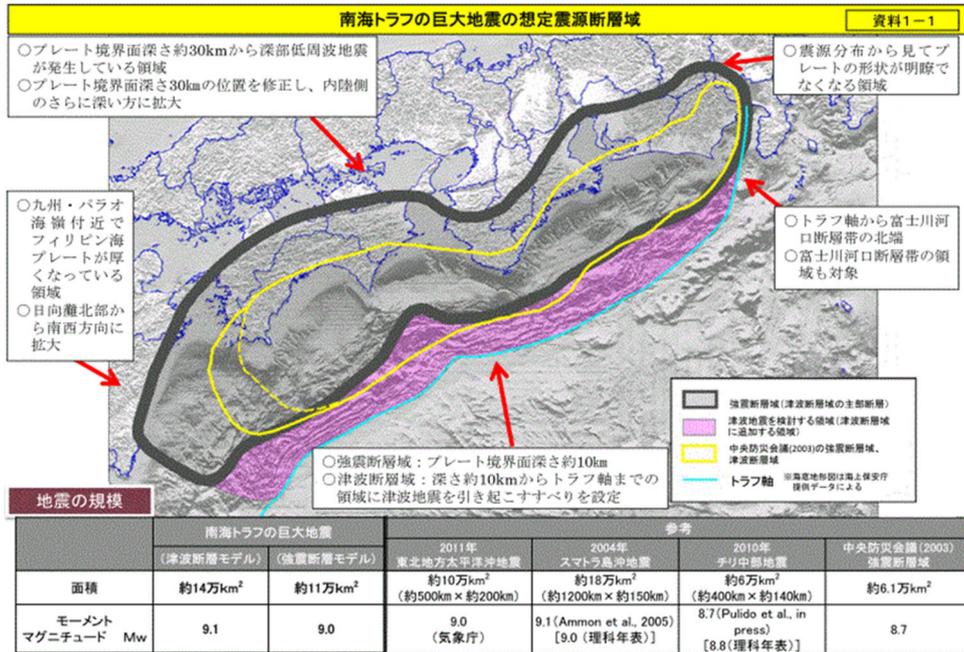
・ 前提条件

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬 深夜	・ 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 * 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
② 夏 昼 12 時	・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 注1 木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定 注2 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③ 冬 夕 18 時	・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

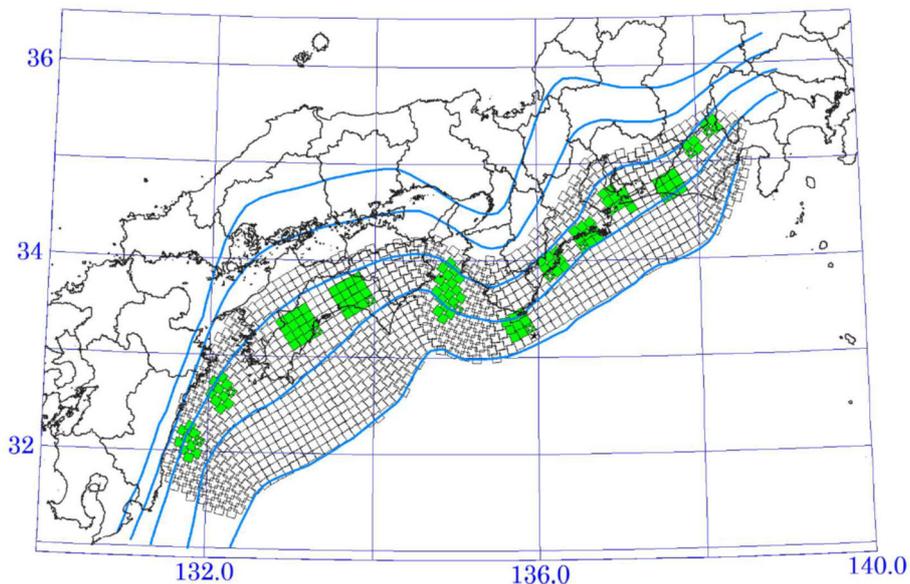
・ 想定地震の震源域位置図

[南海トラフ巨大地震の想定震源断層域]



・ 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況

[国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」]



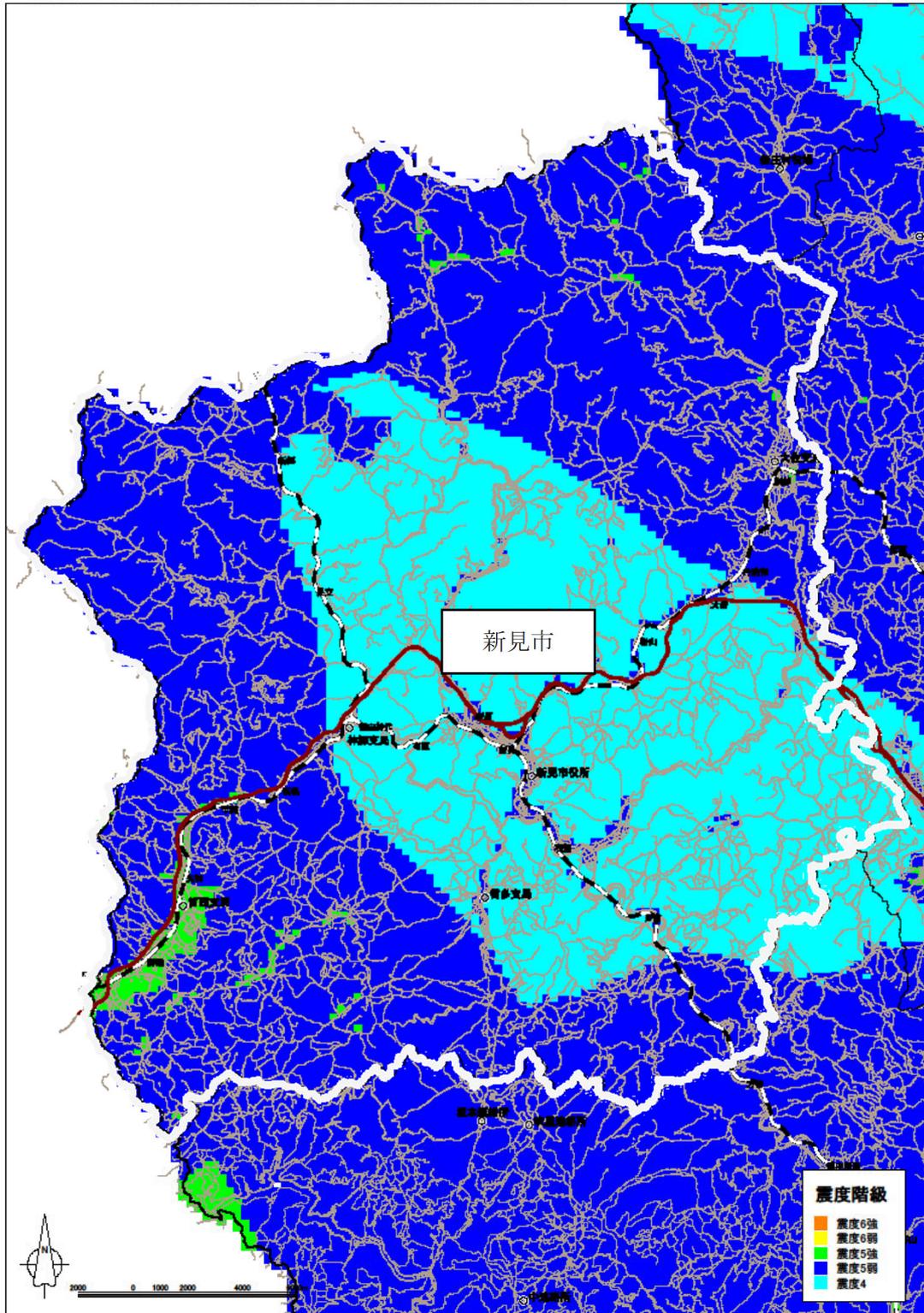
注 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成 24 年 8 月 29 日発表）より抜粋

注 国の公表内容は、内閣府ホームページ (http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html) を参照のこと。

(県の想定)

- ・ 本市の震度分布図

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】 新見市

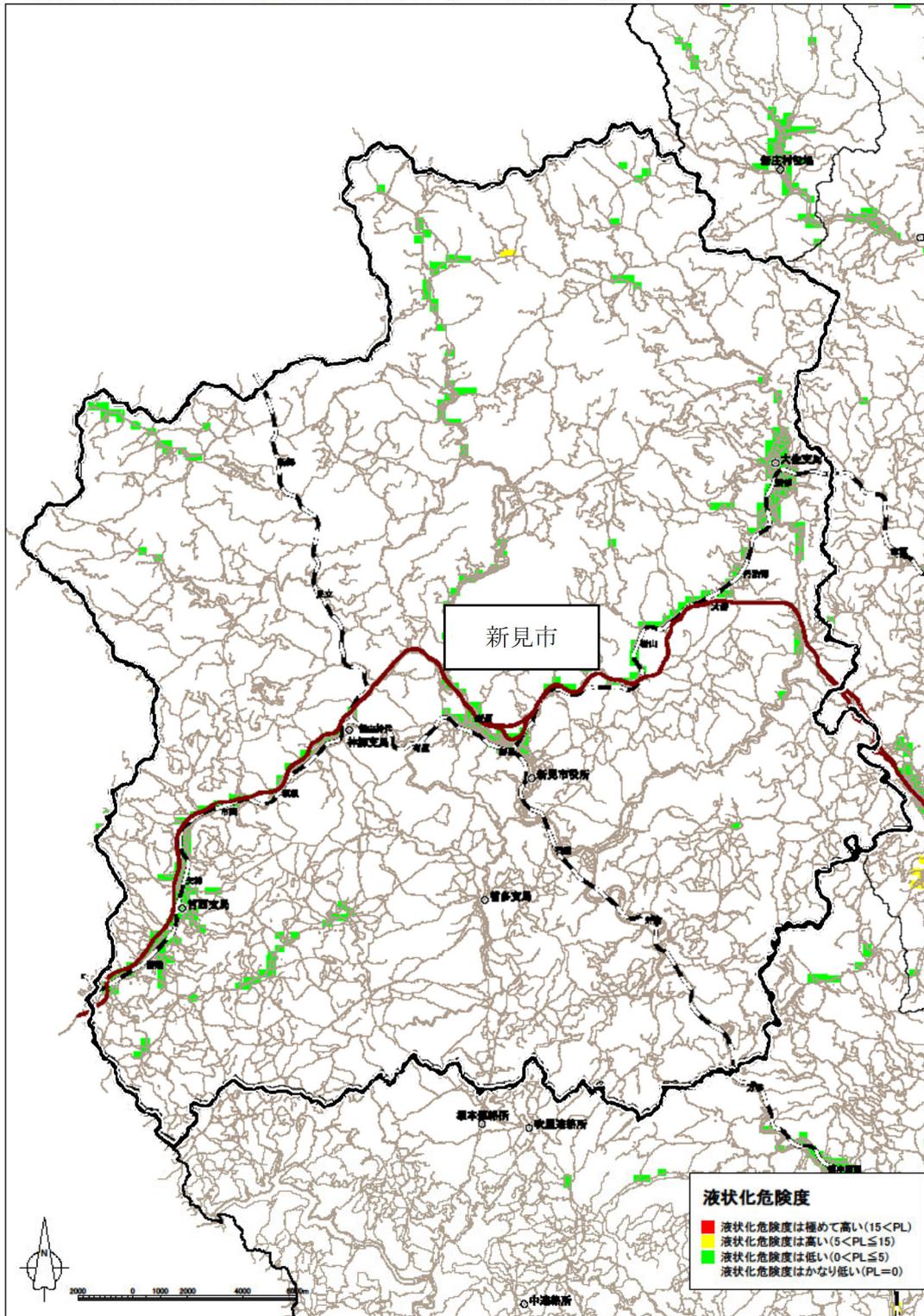


岡山県危機管理課 平成25年2月作成
この地図の作成にあたっては、国土院院長の承認を得て、国勢調査の基礎地図情報を使用した。(景観番号 平24第1号、第704号)
また、国土交通省の国土数値情報(線画データ、高度道路網系列データ、市町村境界等及び公約高金網データ)を使用した。

1:125000

- ・ 本市の液状化危険度分布図

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 新見市



岡山県危機管理課 平成22年2月作成
この地図の作成にあたっては、国土交通省の承認を受けて、国土地理院の基礎地図情報を使用した。(基礎図号 平24情地_第708号)
また、国土交通省の国土数値情報(断面データ、高度道路時系列データ、市町村役場等及び公的施設面データ)を使用した。

1:125000

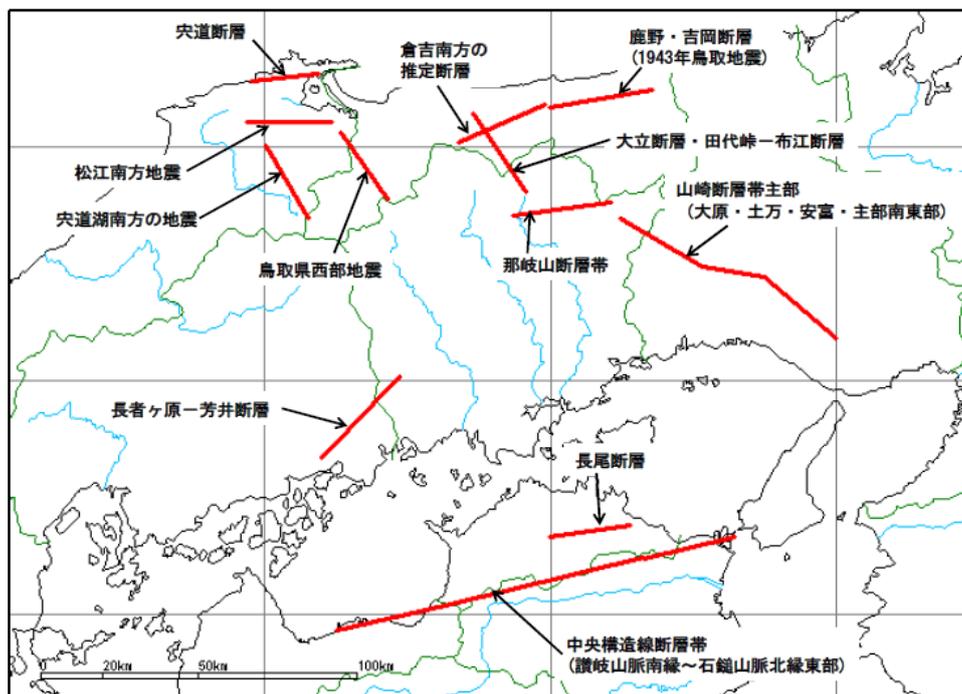
② 断層を震源とする地震

(県の想定)

県は、国が定めている県周辺の主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

この解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定が行われた。

各断層の位置



県ホームページ 断層型地震の被害想定について (平成26年5月発表) より抜粋
<http://www.pref.okayama.jp/page/386396.html>

各断層型地震の概要は、次のとおりである。

断層名	山崎断層帯 (※)	那岐山断層帯 (※)	中央構造線断層帯 (※)	長者ヶ原-芳井 断層	倉吉南方の推定 断層	大立断層・田代 峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
市内最大震度	4	4	3以下	5弱	4	5弱
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層（※）	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	推計していない
市内最大震度	6強	5弱	3以下	3以下	3以下	3以下
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
震度6弱以上の市町村（太字は震度6強）	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

注1 断層名欄の※は主要活断層

注2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

注3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

・ 被害想定

本市において被害発生が想定されている地震は、南海トラフ巨大地震及び鳥取県西部地震である。これらの地震による、市域における人的・物的被害想定は、以下のとおりである。

項目		南海トラフ巨大地震 M=9.0	鳥取県西部地震 M=7.3
地震動	最大震度階級	5強	6強
建物被害 対象棟数 14,543	全壊	0 (0.00%)	5 (0.03%)
	半壊	4 (0.03%)	85 (0.58%)
	合計	4 (0.03%)	91 (0.63%)
ケースA 季節：冬 時間：深夜	焼失棟数		0
	人的被害	死者	0
		負傷者	3
		避難者	1
ケースB 季節：夏 時間：12時	焼失棟数		0
	人的被害	死者	0
		負傷者	3
		避難者	2
ケースC 季節：冬 時間：18時	焼失棟数		0
	人的被害	死者	0
		負傷者	3
		避難者	2

※想定する季節・時間帯として、自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類で被害想定を行っている。

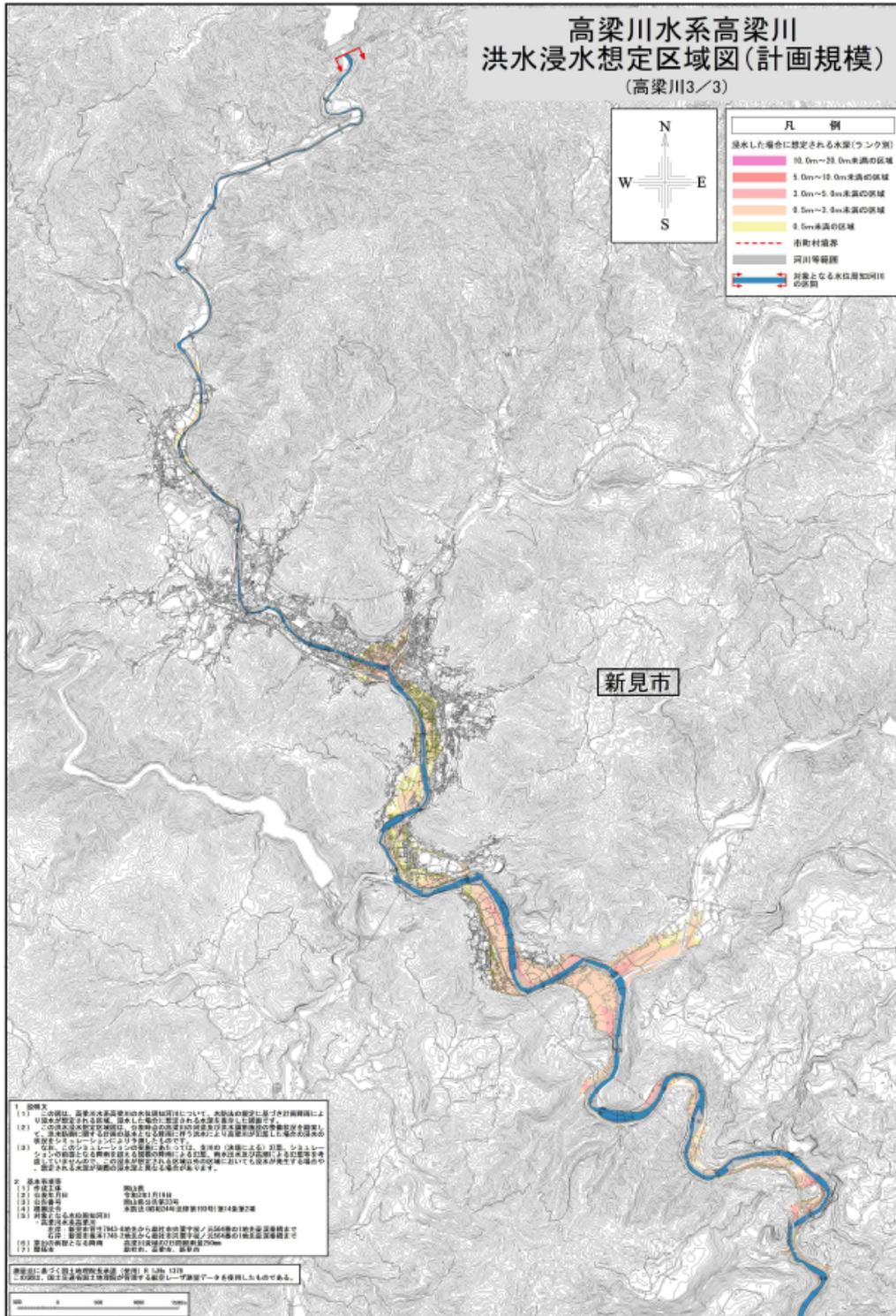
新見市地域防災計画（震災対策編）より抜粋

③ 風水害・土砂災害

本市では、「平成30年7月豪雨」時において、簡易水道施設の浸水による断水や、道路の路肩及び法面、護岸の崩壊等の甚大な被害を受けた。

さらに、本市においては、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められる。

高梁川浸水想定区域図（計画規模）



3. 対象とする災害

本市に大きな被害をもたらす自然災害を、地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定も踏まえ以下のとおり設定した。

災害の種類	想定する規模等	新見市の災害特性
南海トラフ地震	今後 30 年間の間に 70～80%※1 の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成 25 年 7 月被害想定公表) ※2	県の被害想定によると、市内で最大震度 5 強が想定されている。また、芸備線、姫新線沿線等では危険度は低いものの液状化の危険性があり、木造旧耐震の住家等の被害が生じる。
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7～8 クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。(平成 26 年 5 月被害想定公表) ※3	市域に最も影響のある断層型地震としては、鳥取県西部地震による地震で、最大震度 6 強が想定されており、人身や建物に被害が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域には、1,017 箇所土砂災害警戒区域のうち 610 箇所土砂災害特別警戒区域が指定されており、人身、建物被害や集落等の孤立が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	概ね 100 年に 1 度程度起こる大雨により、高梁川等の氾濫、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、市街地の広範囲が浸水し、人身、建物等に大きな被害が及ぶ。	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留等により、建物等に大きな被害が及ぶ。
暴風雪・豪雪	—	豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に指定されており、冬期における市域、特に北部地域は西高東低の気圧配置となって強い季節風が吹くとき等には、大雪となることも多く、交通・通信の途絶等の被害が発生する。
複合災害・二次災害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の来襲により、被害がさらに拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。

※1 文部科学省地震調査研究推進本部 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

※2 県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について（発生確率を除く）

※3 県防災砂防課ホームページ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧表

第4章 脆弱性の評価及び施策の推進方針

1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態を参考に、本市の地域特性を踏まえ、38のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
		6-2	水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定した。

個別施策分野	①行政機能／消防等／防災教育等	②住宅・都市／情報通信
	③保健医療・福祉／環境	④産業／農林
	⑤交通・物流	⑥国土保全／土地利用
横断的分野	⑦リスクコミュニケーション	⑧人材育成
	⑨官民連携	⑩老朽化対策

3. 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価は、設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する本市の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析することで、以下の観点も踏まえて実施した。

- ・ 既往の総合計画や推進中又は計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと、それら整合性の確保
- ・ 人口減少や高齢化等の本市の実情や、大規模自然災害による被害状況や災害特性を踏まえた重点的な取組の反映
- ・ 他の主体（国、県、民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題の考慮

また、評価においては、施策の分野について、基本計画、県地域計画及びガイドラインを参考に、次頁以降のとおり設定し、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために追加すべき施策はないかという観点を含めた検討を行った。

4. リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、リスクシナリオ別の推進方針を定めた。

- ① 脆弱性評価結果の改善策として、総合計画や推進中又は計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮
- ② 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化

なお、個別の施策・事業及び指標は、別冊の新見市国土強靱化地域計画 アクションプランに定めた。

直接死を最大限防ぐ

1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	対応方策
<p>①住宅・建築物の耐震化促進</p>	
<p>○旧耐震基準による木造住宅は現在の基準より耐震性に劣る可能性があることから、「新見市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修により地震への備えが必要である。また、建築物が地震による倒壊等で、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難となることを防止する必要がある。</p>	<p>○旧耐震基準による木造住宅は、現在の基準より耐震性に劣る可能性があり、耐震診断・改修により地震への備えを行う。</p> <p>【都市整備課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信</p>
<p>②市管理施設の計画的な耐震対策の推進</p>	
<p>○耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する市有特定建築物については、最大震度5強の揺れが想定されている南海トラフ地震や最大震度6強が予想されている鳥取県西部地震などの断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、「新見市公共施設等総合管理計画」及び「新見市公共施設機能再配置計画」に基づく「個別施設計画」により、計画的に耐震対策を実施する必要がある。</p>	<p>○耐震化などの大規模改修の方針などを盛り込んだ「個別施設計画」に基づき、耐震化を図るとともに、保有施設の削減を行う。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑩老朽化対策</p>
<p>③市立学校施設の計画的な老朽化対策</p>	
<p>○市内の小中学校については、校舎をはじめとした教育関係施設について、老朽化が進んだ建物などがあることから、現状把握や分析を行いながら、教育環境維持に向けた対策を進める必要がある。</p>	<p>○小学校及び中学校施設の維持管理を行い、中長期的な視点で、維持管理に係るトータルコストの縮減を図り、施設の長寿命化を図る。</p> <p>【教育総務課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信、⑩老朽化対策</p>
<p>④市営住宅の計画的な老朽化対策</p>	
<p>○建設から相当の年数が経過したものが多く、平成30年度末で耐用年限を迎えているものが約4割に及び、効率的な住宅の改築・建替が必要である。</p>	<p>○市営住宅については、「新見市営住宅長寿命化計画」に基づき、今後、増加する老朽化した住棟に対して、改善・建替等を実施する。</p> <p>【都市整備課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信、⑩老朽化対策</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑤社会福祉施設等の耐震化等促進	
<p>○医療施設や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用しており、避難所や福祉避難所として指定されている施設もあることから、耐震化や防災機能を強化する必要がある。</p>	<p>○医療施設や社会福祉施設の耐震化や防災機能強化のため、定期的に点検により計画的な施設改修及び設備整備を行う。</p> <p>【福祉課、市民課】 ③保健医療・福祉／環境</p>
⑥道路の防災構造化の強化	
<p>○被災した場合に交通の支障となるおそれが多い道路の整備を図るとともに橋梁や道路法面等の道路施設の防災構造化を強化する必要がある。</p>	<p>○安全安心な都市基盤を維持するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を行う。</p> <p>○市が管理している道路法面の安全確保などの防災対策を計画的かつ効率的に進めるため、道路防災計画（GISの構築）を策定し、防災点検及び落石対策工事を実施する。</p> <p>【建設課】 ⑤交通・物流</p>
⑦不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進	
<p>○市の公園施設は、不特定多数が集まる施設であり、災害発生時には避難所、災害復旧の拠点となるため、耐震化及び機能の強化を進めるとともに、今後老朽化する施設が増加するため、災害発生時に安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を適切に実施する必要がある。</p>	<p>○市の公園施設について、災害発生時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる園内の施設、設備が有効に機能するよう、適切な防災・老朽化対策及び維持管理を行う。</p> <p>【都市整備課】</p> <p>②住宅・都市／情報通信、⑩老朽化対策</p>
⑧消防本部の消防車両や救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実	
<p>○近年、大規模化しつつある災害の状況を踏まえ、消防機能の充実、強化に努め、緊急消防援助隊等の受援に備えた活動支援体制の確保が必要である。</p>	<p>○各種災害発生時の被害軽減を図り、市民の安全安心な生活を守るため、消防署本署・分署配備の消防・救急車両を計画的に更新する。</p> <p>○各種災害発生に備え、緊急車両及び資機材の点検、整備を行う。</p> <p>○災害現場で活動する消防隊員の安全を確保するため、個人防火衣一式を安全上必要な一定の性能を有するものに計画的に更新する。</p> <p>○緊急消防援助隊等の受援に備え、受援計画の策定及び見直し、訓練等への参加を推進する。また食糧、飲料水等の備蓄や確保を行う。</p> <p>【消防本部警防課、消防本部総務課】</p> <p>①行政機能／消防等／防災教育等</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑨大規模盛土造成地の計画的な調査実施	
<p>○大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地の安全性を確保するための対策を実施する必要がある。</p>	<p>○第一次スクリーニングにより県が作成した造成地のマップをもとに、第二次スクリーニング計画を策定し、対策工事等の必要性の調査を行う。</p> <p>【都市整備課】 ⑥国土保全／土地利用</p>
⑩空き家対策の推進	
<p>○平成 30 年住宅土地統計調査では、空き家率は 22.4%となっており、県や全国平均を上回っている。また、平成 28 年度に実施した空き家等実態調査では、空き家総数 1,945 棟（空き家率 16.1%）であった。</p> <p>世帯数が減少傾向にある中、空き家は今後も増加していくことが見込まれるため、活用可能な空き家の掘り起こしを行い、空き家の利活用を推進するとともに、倒壊の危険性のある空き家については、除却を含めた対策を行う必要がある。</p>	<p>○空き家の利活用等を推進するため、地域や関係団体と連携した空き家の掘り起こしや情報提供（空き家バンク登録）に取り組む。</p> <p>○倒壊など周辺環境に影響を及ぼす恐れのある空き家については、除却を含めた対策を推進する。</p> <p>【総合政策課、都市整備課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信</p>

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	対応方策
①大規模商業施設等の防火対策の促進	
<p>○大規模商業施設等、住宅を除くすべての防火対象物（建築物）に対してその規模により、消防法で消防用設備等の設置が義務付けられており、防火対象物を利用する人の防火上の安全を確保する必要がある。そのため、施設管理者は消防用設備等の適正な措置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利を確保する必要がある。</p>	<p>○大規模商業施設等の防火対象物の防火査察を実施し、消防用設備の違反や不備がある場合には、是正を促すとともに、関係者の防火意識の向上を図る。</p> <p>【消防本部予防課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信</p>
②消防本部の消防車両や救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 1-1⑧ P22	

脆弱性の評価	対応方策
③消防団の充実強化	
<p>○本市の消防団員数は、減少傾向が続いており、今後、高齢化や災害の大規模化により消防団の重要性はますます高まることから、団員数の安定的な確保に取り組む必要がある。</p>	<p>○消防団の必要性と活動内容を広く市民に発信し、若者を対象に勧誘に努め、新規団員を確保するとともに機能別団員や女性団員の増員を図る。</p> <p>【消防本部総務課】</p> <p>①行政機能／消防等／防災教育等</p>
④初期消火体制の充実	
<p>○消火栓器具の設置から年数が経過し、老朽化しているものもあり、更新が必要となっている。また、消火栓が設置されていない地区や自然水利が乏しい地区では、防火水槽等を設置する必要がある。</p> <p>○消防団に配備している小型動力ポンプ及び積載車は、配備後 25 年以上が経過し老朽化しており、災害発生時に故障により対応できないことのないよう計画的な更新が必要である。</p>	<p>○消火栓器具の新設、更新により火災予防の啓発と被害の軽減を図る。また、水利の確保が困難な地区については、防火水槽を設置する。</p> <p>○地域の防災力を向上させるため、新見市消防団が保有している車両や資機材を計画的に更新する。</p> <p>【消防本部総務課】</p> <p>①行政機能／消防等／防災教育等</p>
⑤防災や減災に留意した都市づくりの促進	
<p>○地震による密集市街地での大規模火災のリスクを低減させるため、建築物の耐震化や防火対策、防災幹線ネットワークの形成、防災公園の機能強化が必要である。</p>	<p>○市街地での未整備都市計画道路の整備を推進し、ラダー型の防災幹線ネットワークの形成を図る。</p> <p>○防災公園等の防災機能の向上を図る。</p> <p>【都市整備課】 ②住宅・都市／情報通信 ⑤交通・物流</p>

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	対応方策
①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進	
<p>○洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修を実施する必要がある。</p>	<p>○河川の災害の発生防止や拡大を防ぐため、浚渫や護岸修繕を実施する。</p> <p>【建設課】 ⑥国土保全／土地利用</p>
②農業水利施設の排水機能の確保	
<p>○雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、水路の適切な維持管理を促進する必要がある。</p>	<p>○排水路の適切な維持管理の促進により、農業水利施設の排水機能を確保する。</p> <p>【農林課】 ④産業／農林</p>

脆弱性の評価	対応方策
③下水道施設による浸水対策の促進	
<p>○令和元年9月集中豪雨で被災した地区の雨水対策事業に取り組むとともに、近年多発する局地的大雨による浸水に対応するため、計画的な下水道施設の整備が必要である。</p>	<p>○過去の浸水実績等の把握による排水ポンプ場、雨水管渠等の下水道施設の計画的な整備や維持管理を促進する。</p> <p>【下水道課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信</p>
④水防体制の充実・強化	
<p>○豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員（消防団員）の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う消防団員の安全を確保するための装備を充実させる必要がある。</p>	<p>○水防団と、水防本部、水防管理団体との重要水防箇所など水防に関する情報共有や連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う消防団員等の安全を確保するための装備充実を図る。</p> <p>【総務課、消防本部総務課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>
⑤防災や減災に留意した都市づくりの促進【再掲】 1-2⑤ P24	
⑥災害に配慮した適切な土地利用の促進	
<p>○災害ハザードエリアを踏まえた持続可能な都市づくりのため、居住機能及び医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能を適切に誘導する必要がある。</p>	<p>○防災指針を含めた「立地適正化計画」を策定し、居住機能及び都市機能の適切な誘導を図る。</p> <p>【都市整備課】</p> <p style="text-align: right;">②住宅・都市／情報通信</p>

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 </div>	
脆弱性の評価	対応方策
①要配慮者利用施設の避難確保計画策定等の促進	
<p>○平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた「避難確保計画」の策定及び避難訓練の実施を促進する必要がある。</p>	<p>○地域防災計画により避難確保計画の策定が義務づけられた要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画」の策定及び避難訓練の実施を支援する。</p> <p>【福祉課、こども課、学校教育課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境、 ⑦リスクコミュニケーション</p>

脆弱性の評価	対応方策
②防災意識の普及啓発	
<p>○防災マップの確認等による身近な災害リスクの把握、避難場所や避難経路の確認、気象警報や避難情報の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手の必要性、及び避難勧告等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等の避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることの重要性など、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えに繋がる防災意識の普及啓発を、引き続き行う必要がある。</p>	<p>○市民が災害の危険箇所を認識でき、防災意識の向上と迅速な避難行動を促すため防災マップを随時更新する。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>
③自主防災組織の組織化と活動活性化の促進	
<p>○地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化に取り組んでおり、組織化については着実に拡大しているが、市全域での組織化を目指し、引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>○災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平時からの活動活性化を図る必要がある。</p>	<p>○女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくり、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練・避難所運営計画の策定、及び危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。</p> <p>【総務課、消防本部予防課】</p> <p style="text-align: right;">⑦リスクコミュニケーション</p>
④タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進	
<p>○災害発生が予想される台風接近時等において、県及び各防災関係機関と連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を促進する必要がある。</p>	<p>○災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を促進する。</p> <p>【総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等</p>
⑤防災や減災に留意した都市づくりの促進【再掲】 1-2⑤ P24	
⑥災害に配慮した適切な土地利用の促進【再掲】 1-3⑥ P25	

脆弱性の評価	対応方策
①気象情報等の適切な利活用の取組の推進	
<p>○暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、平時から、防災気象情報の適切な利活用について啓発し、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。</p>	<p>○なだれの発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対し、防災気象情報や避難情報の提供を行う。</p> <p>【総務課】 ⑥国土保全／土地利用</p>
②情報提供手段の多重化・多様化	
<p>○光ファイバを利用した告知放送機器や CATV の活用、Lアラートの高度化への対応、SNS など ICT を活用した情報共有等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。</p>	<p>○希望する家庭、事業所に光ファイバを接続し、インターネットやケーブルテレビなどの各種サービスを楽しむ環境を整備する。</p> <p>○市全域に敷設した光ファイバ網の設備保守等を行い、告知放送をはじめ通信、映像等の各種サービスを安定して提供する。24時間365日の維持管理体制を構築し、電気通信事業法、放送法等に規定されている保守レベルを維持する。</p> <p>○ケーブルテレビやインターネット、IP電話といった光ファイバ網を活用した各種サービスが安定的かつ継続的に受けられるよう、加入を促進する。</p> <p>○告知放送、おかやま防災情報メール、ホームページ、新見まちナビ及びエリアメール等の情報伝達手段を活用するとともに、さらに有効な手段があれば導入する。</p> <p>【情報管理課、総務課】</p> <p>②住宅・都市／情報通信</p>
③予防的通行規制・集中除雪及び道路交通確保の取組強化	
<p>○集中的な大雪に備え、除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な除雪、支障木の伐採等地域の実情に応じた予防的なスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。</p>	<p>○市道や広域農道、一定要件農道の草刈りや除雪、及び地域の実情に応じたスポット対策等を実施する。</p> <p>【建設課、農林課】</p> <p>⑤交通・物流</p>

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の評価	対応方策
①物資備蓄の推進	
<p>○公的備蓄については「岡山県災害時相互応援連絡協議会」で取りまとめた備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量の確保を進めているが、避難所における感染症の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。</p>	<p>○5年計画でアルファ化米などの防災用備蓄品をはじめ、避難所における感染症の感染拡大防止に必要な物資を備蓄する。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>
②自主防災組織の防災資機材の整備・備蓄の促進	
<p>○自主防災組織による防災資機材の備蓄が進むよう、防災訓練等の様々な機会を通じて啓発を行い、支援する必要がある。</p>	<p>○自主防災組織が実施する防災訓練を支援する。また、防災資機材の整備・備蓄を支援する。</p> <p>【総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等</p>
③家庭内備蓄の促進	
<p>○ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じて、市民に対し「3日分以上、推奨1週間分」の食料等の家庭備蓄を呼びかける必要がある。</p>	<p>○あらゆる広報媒体を通じて、市民に家庭内備蓄の必要性の呼びかけを促進する。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>
④支援物資物流体制の推進	
<p>○災害時の生活必需品の調達については、食品団体やホームセンター等と協定を締結しているが、さらに協定分野を拡大するなど、物資の確保を進める必要がある。</p> <p>また、県などと連携し、国や県からの物資供給体制について構築を進める必要がある。</p>	<p>○生活必需品の調達に関する民間事業者との協定分野を拡大する。また、国・県からの支援物資物流を円滑に行うため、受援体制を整備する。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑨官民連携</p>
⑤燃料供給体制の推進	
<p>○「岡山県石油商業組合新見支部」との協定をもとに、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>○災害時を想定した燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制を整備する。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑨官民連携</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑥電源車派遣に関する事前協議	
<p>○大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、県や電力会社と事前に要請方法等を協議しておく必要がある。</p>	<p>○県や中国電力等関係機関と調整を行い、電源車派遣に関する事前協議を実施する。</p> <p>【総務課】</p> <p>②住宅・都市／情報通信、⑨官民連携</p>
⑦緊急用 LP ガス調達に係る連携の強化	
<p>○「岡山県 LP ガス協会新見支部」との協定をもとに、LP ガス及びガス機材の供給体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>○災害発生時の緊急用 LP ガス調達の円滑化に向け、LP ガス及びガス機材の供給体制を整備する。</p> <p>【総務課】</p> <p>⑨官民連携</p>
⑧道の駅の防災・減災機能の強化	
<p>○道の駅鯉が窪は指定管理施設であり、防災・減災機能強化及び施設の老朽化に対応するため、計画的な施設の維持修繕が必要である。</p> <p>○市外在住者等の車中避難や一時避難場所など、道の駅としての広域拠点性及び防災・減災機能を考慮した施設の維持管理を行う必要がある。</p>	<p>○防災・減災機能強化及び施設の老朽化に対応するため、計画的な維持修繕を実施する。</p> <p>○道の駅としての広域拠点性、防災・減災機能及び施設の老朽化を考慮した施設の管理を行う。</p> <p>【農林課、総務課】</p> <p>⑤交通・物流、⑩老朽化対策</p>
⑨緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化	
<p>○緊急輸送道路が被災した場合に備えて、これを補完する道路について、道路法面等の落石・崩土防止、トンネル・舗装・道路附属物の防災対策を行い、輸送等の道路交通機能の強化を図る必要がある。</p> <p>○計画的に点検・補修を実施し、予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の削減及び平準化を図る必要がある。</p>	<p>○緊急輸送道路の補完道路について、道路法面等の落石・崩土防止、トンネル・舗装・道路附属物の防災対策を実施する。</p> <p>○予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の削減及び平準化を図る。</p> <p>【建設課、都市整備課】</p> <p>⑤交通・物流</p>
⑩農道整備及び農道橋等の保全対策の推進	
<p>○災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、避難・迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、保全対策工事を実施する必要がある。</p>	<p>○食料等の迅速かつ安全な流通や災害時の避難・迂回路となる農道、農道橋及び農道トンネル等の保全対策工事を実施する。</p> <p>【農林課】</p> <p>④産業／農林</p>
⑪道路の防災構造化の強化【再掲】 1-1⑥ P22	

脆弱性の評価	対応方策
①消防関係庁舎の耐震化促進	
<p>○機能的な消防、救急体制を構築するため、老朽化が進んでいる消防庁舎及び消防署棟の建替を行う必要がある。</p> <p>○老朽化及び組織の統廃合等によって手狭になった本市所有の消防団機庫の増改築や新築移転する必要がある。さらに統廃合の予定のない機庫についても、修繕を行いながら適正に管理する必要がある。</p>	<p>○老朽化の進む消防庁舎及び消防署棟の建替を行う。</p> <p>○本市所有の消防団機庫の増改築や新築移転、統廃合の予定のない機庫の適正な維持管理を行う。</p> <p>【消防本部総務課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>
②消防本部の消防車両や救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】 1-1⑧ P22	
③救助機関との連携強化	
<p>○災害対応における警察、消防及び市の協働体制の強化、資機材の充実を図る必要がある。</p>	<p>○災害対応における警察、消防等関係機関との連携を強化するほか、災害用装備資機材の整備を行う。</p> <p>【総務課、消防本部警防課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>
④円滑な受援体制の構築	
<p>○災害の発生により人命や財産保護のため応急対策が必要となるなど、自衛隊等の派遣を要請する体制を県と調整する必要がある。</p>	<p>○県と調整し、自衛隊等の派遣を要請し支援を受ける体制を整備する。</p> <p>【総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等</p>
⑤消防職員等に対する教育環境の整備	
<p>○県消防学校等において、消防職員及び消防団員の教育訓練を行っているが、近年の風水害の激甚化や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、消防職員及び消防団員の対応能力をさらに高めるための教育環境を整備する必要がある。</p>	<p>○消防防災に係る知識及び技術の効率的かつ効果的な習得を図り、適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できる職員を育成する。</p> <p>【消防本部総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑧人材育成</p>
⑥救急救命体制の整備	
<p>○傷病者の救命率向上を図るため、消防庁が示す消防力の整備指針で、救急車に最低1名の救急救命士が搭乗することが目標として定められている。救急救命士の退職、事務職への異動、管理職への登用により稼働できる救命士が減員となることから、救急救命処置を行うことができる救急救命士を養成し、稼働できる体制を整備する必要がある。</p>	<p>○常時稼働できる救急救命士の数を維持するため、救命士を随時養成する。</p> <p>【消防本部総務課】</p> <p style="text-align: right;">①行政機能／消防等／防災教育等</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑦応急手当の推進活動	
○大規模災害時には消防力が劣勢になり、救急車の大幅な遅延が予想されるため、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の普及に努める必要がある。	○救命講習や救急講習において、市民に対する応急手当に関する知識と技術の普及に努め、バイスタンダーによる応急手当の実施を高める。 【消防本部警防課】 ①行政機能／消防等／防災教育等
⑧消防団の充実強化【再掲】1-2③ P24	
⑨自主防災組織の組織化と活動活性化の促進【再掲】1-4③ P26	
⑩地区防災計画の策定促進	
○大規模災害時には「公助」の手が回らないことを想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、「地区防災計画」の策定を促進する必要がある。	○自主防災組織を中心に、各地区での「地区防災計画」策定を促進する。 【総務課】 ⑦リスクコミュニケーション

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
脆弱性の評価	対応方策
①市内医療機関等の耐震化促進	
○災害時においても市内医療機関等が医療活動を継続できるよう、民間施設を含め、医療施設の耐震化等を促進する必要がある。	○医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、不特定多数が集まる医療施設の耐震化を促進する。 【市民課】 ③保健医療・福祉／環境
②災害時医療体制の強化	
○市内医療機関との連携による災害時の医療体制の強化に努める必要がある。 ○広域連携として、高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会等との連携を強化する必要がある。	○市内医療機関同士の連携強化、及び高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会等との連携強化により災害時の医療体制強化を図る。 【市民課】 ③保健医療・福祉／環境
③医療機関のBCP策定促進	
○大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。	○医療機関の業務継続計画（BCP）策定を促進する。 【市民課】 ③保健医療・福祉／環境
④市内の主要医療機関等における水及び燃料の備蓄・確保の促進	
○市内の主要医療機関において燃料の備蓄等を進める必要がある。また、災害時において、医療機関の機能を維持するための水を確保する必要がある。	○市内の主要医療機関における水及び燃料の備蓄・確保を促進する。 【市民課】 ③保健医療・福祉／環境

脆弱性の評価	対応方策
⑤医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等	
○医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に救護所等に供給できる体制を整備する必要がある。	○医薬品等を迅速かつ円滑に調達し救護所等に供給できるよう、関係機関と連携し、医薬品等の供給体制を整備する。 【市民課】 ③保健医療・福祉／環境
⑥陸路の閉塞時等におけるヘリによる救急搬送体制の確保	
○土砂災害や風水害等による陸路閉塞における救急車での搬送困難事案においては、ヘリコプターを活用することにより、救急搬送をより効果的に行うことができる。災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時からの取組により関係機関との連携を強化する必要がある。	○ドクターヘリや消防防災ヘリ等を管理する関係機関との連携を強化し、救急搬送体制を確保する。 【消防本部警防課】 ①行政機能／消防等／防災教育等
⑦燃料供給体制の推進【再掲】 2-1⑤ P28	

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	
脆弱性の評価	対応方策
①帰宅困難者対策の推進	
○帰宅困難者に避難所や道路状況の情報を提供できる体制を整備する必要がある。	○帰宅困難者に避難所や道路状況の情報を提供できる体制を整備する。 【総務課】 ⑨官民連携
②道の駅の防災・減災機能の強化【再掲】 2-1⑧ P29	
③観光拠点施設の防災機能、防災体制の強化	
○観光施設を避難所として避難者の受入を行うため、施設管理者による管理体制等整備の促進及び必要に応じて施設の防災機能強化を図る必要がある。	○観光施設について、施設管理者による管理体制の整備及び施設の防災・減災機能強化を図る。 【商工観光課】 ④産業／農林、⑦リスクコミュニケーション
④事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請	
○帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、帰宅困難者に避難所や道路状況の情報を提供する必要がある。 ○事業所（市内主要企業等）の従業員等の一時滞在所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県及び防災関係機関と連携して周知、協力要請を行う必要がある。	○帰宅困難者に避難所や道路状況の情報を提供できる体制を整備する。 ○事業所に対し、従業員の一斉帰宅抑制等の周知及び協力を要請する。 【総務課、商工観光課】 ⑦リスクコミュニケーション

脆弱性の評価	対応方策
⑤事業所や学校等における備蓄の促進	
<p>○事業所(市内主要企業等)や学校等においては、被災して従業員や児童生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める必要がある。そのため、あらゆる広報媒体を通じて、防災意識の啓発を行い、合わせて、事業所や学校等に備蓄を呼びかける必要がある。</p>	<p>○あらゆる広報媒体を通じて、防災意識の啓発を行い、事業所や学校等での帰宅困難対策で必要な物資の備蓄を促進する。 【商工観光課、教育総務課、総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑦リスクコミュニケーション</p>
⑥学校園での長期滞在対策の検討	
<p>○各公立学校園では「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、実効性を高めるため、避難訓練・児童生徒の引き渡し訓練を実施する必要がある。</p>	<p>○各公立学校園の「防災マニュアル」「危機管理マニュアル」に基づき、避難訓練・児童生徒の引き渡し訓練を実施する。 【学校教育課、こども課】</p> <p style="text-align: right;">⑦リスクコミュニケーション</p>
⑦公共交通の安定供給の確保	
<p>○被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するため、平時より関係者の連携を図る必要がある。</p>	<p>○大規模災害に備えて、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、事業者と連携し、持続可能な公共交通体系を整備する。 【生活環境課】</p> <p style="text-align: right;">⑤交通・物流、⑨官民連携</p>

2-6 被災地における感染症等の大規模発生	
脆弱性の評価	対応方策
①予防接種の推進	
<p>○小児科診療の専門家等が勤務する県内医療機関1箇所を予防接種センターとして指定し、予防接種に関する情報提供や研究会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により予防接種率の向上を図っている。</p> <p>今後さらに効果的な広報活動の実施による予防接種センターの周知を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。</p>	<p>○予防接種の機会の拡大を図り、感染症の流行を未然に防止し、地域住民の健康増進を図る。 【健康づくり課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>

脆弱性の評価	対応方策
②感染症対策等の体制整備	
<p>○県や関係機関との連携のもと、災害時の感染症サーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。</p>	<p>○感染症の早期把握及びまん延防止が可能な体制を整備する。 【健康づくり課】 ③保健医療・福祉／環境</p>
③避難所における感染症対策の推進	
<p>○感染症に対応した避難所の環境整備や住民を交えた訓練を継続的に実施し、災害時の感染症対策に備える必要がある。</p>	<p>○感染症に対応した避難所の環境整備を図り、合わせて、住民を交えた訓練を継続的に実施する。 【介護保険課、健康づくり課、総務課】 ③保健医療・福祉／環境</p>
④医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等【再掲】2-4⑤ P33	
⑤下水道施設の耐震化等の推進	
<p>○下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、長期的な視点に立った施設管理や施設更新を推進していくため、ストックマネジメント計画を策定し、老朽化対策を適切に実施する必要がある。</p>	<p>○下水道施設及び関係設備のストックマネジメント計画を策定し、計画的な耐震化及び老朽化対策（長寿命化）並びに耐水化を促進する。 【下水道課】 ②住宅・都市／情報通信、⑩老朽化対策</p>

2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
脆弱性の評価	対応方策	
①感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成促進		
<p>○「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設及び避難行動ガイドライン」を周知・活用する。このガイドラインに沿った避難所運営を行う他、避難生活が長期化した場合に備え、衛生管理に必要な資材・物品の備蓄を進める必要がある。</p>	<p>○ガイドラインに沿った避難所運営を行い、避難生活が長期化した場合に備え、衛生管理に必要な資材・物品の備蓄を促進する。 【介護保険課、総務課】 ③保健医療・福祉／環境</p>	
②感染症対策を踏まえた指定避難所等の指定、周知等		
<p>○感染症流行時には収容可能人数に制限をかける必要があるため、開設する指定避難所の収容人数の増加や新たな避難所の指定を行うなど避難所の確保を行う必要がある。</p>	<p>○避難所について、感染症対策を踏まえた適切な規模や数を見直し、それに応じた指定避難所の確保を促進することで、避難者の受入体制の充実に図り、周知する。 【介護保険課、総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等</p>	

脆弱性の評価	対応方策
③福祉避難所の指定拡大の促進	
<p>○福祉避難所の指定を行っているが、感染症対策等を踏まえ、新設される介護施設について指定を行い、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>○感染症対策等を踏まえた福祉避難所の適切な規模や数を見直し、それに応じた福祉避難所の確保の促進することで、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る。</p> <p>【介護保険課、総務課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>
④予防接種の推進【再掲】 2-6① P34	
⑤避難所における感染症対策の推進【再掲】 2-6③ P35	
⑥医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等【再掲】 2-4⑤ P33	
⑦火葬場の整備	
<p>○老朽化した施設を更新整備する際は、災害を想定した耐震化施設として整備する必要がある。</p> <p>○災害等で火葬場の使用が困難になることや、対処能力不足になった場合、市外からの使用も想定されることから、県や他市と連携し広域的な協力体制の整備を進める必要がある。</p>	<p>○火葬場を更新整備する際は、耐震化施設として整備する。</p> <p>○火葬場の使用の困難や対処能力不足の発生を考慮し、県や周辺自治体と連携し広域的な協力体制を整備する。</p> <p>【生活環境課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>

必要不可欠な行政機能を確保する

3-1

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の評価

対応方策

①市有施設の計画的な耐震対策の推進等

- 耐震性が確保されていない市有施設については、最大震度5強の揺れが想定されている南海トラフ地震や最大震度6強が予想されている鳥取県西部地震などの断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。
- 大規模災害時においても、防災拠点施設として機能を発揮できるように、「個別施設計画」に沿った長寿命化対策の実施や、浸水対策、停電対策など、市有施設の機能強化を図る必要がある。

- 「新見市耐震改修促進計画」で定める目標を踏まえ、市庁舎等、防災拠点となる公共建築物の耐震改修を計画的に進める。

【都市整備課】

- 「個別施設計画」に基づいて、各施設の改修時期に応じた長寿命化対策や減災対策を進める。

【総務課】

⑩老朽化対策

②感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

- 市の職員の感染リスクを軽減するため、感染症流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う必要がある。

- 感染症流行時には、災害対策本部機能を分散するなど、感染症対策を踏まえた対応及び本部体制の確保を検討する。

【総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等

③市BCPの継続的な見直し

- 「新見市業務継続計画（BCP）」について、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより、計画見直しを継続的に行っていく必要がある。

- 新見市及び感染症対策の業務継続計画（BCP）について、PDCAサイクルによる継続的な見直しを行い業務継続を図る。

【総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等

④県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化

- 県・市町村で締結している「災害時相互応援協定」に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めるとともに、市町村共通の課題について、解決に向け、連携を強化する必要がある。

- 県・市町村で締結している「災害時相互応援協定」に基づく応援・受援の体制の充実や、課題解決に向けた連携の強化を図る。

【総務課】

①行政機能／消防等／防災教育等

脆弱性の評価	対応方策
⑤市の受援計画の策定促進	
<p>○大規模災害時には、被災による行政機能の大幅な低下を起ささないよう、他自治体等から応援を受け入れる必要があるため、「災害時受援計画」を策定する必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、「災害時受援計画」を策定する。</p> <p>【総務課】 ①行政機能／消防等／防災教育等</p>
⑥災害対応業務を遂行できる職員の育成	
<p>○被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。</p>	<p>○災害対応業務の担当職員について、県等が主催する研修会へ積極的に参加するなど、新見市災害対策規程に定める各災害対応職員の育成を図る。</p> <p>【総務課、介護保険課、税務課、都市整備課】</p> <p>⑧人材育成</p>
⑦地区防災計画の策定促進【再掲】2-3⑩ P32	
⑧自主防災活動の促進及びリーダーの養成	
<p>○大規模災害時には「公助」の手が回らないことも想定し、平時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、自主防災組織の組織化や、地域における共助の中核となす自主防災組織等のリーダーとなる人材（防災士）を育成する必要がある。</p>	<p>○地域での防災活動の促進や担い手を育成するため、自主防災組織が実施する防災訓練及び防災資機材の整備、防災士資格の取得等を進める。【総務課】</p> <p>⑧人材育成</p>
⑨防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進	
<p>○防災行政無線については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものもあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、新たな情報伝達手段の導入について検討を行う必要がある。</p>	<p>○老朽化した防災行政無線について、保守点検や老朽化対策を適切に実施する。</p> <p>○高い信頼性と高速大容量を有する新たな情報伝達手段の導入について、その必要性を含め検討する。</p> <p>【総務課】</p> <p>②住宅・都市／情報通信、⑩老朽化対策</p>
⑩市の重要システムの業務継続体制の推進	
<p>○市の基幹系システムや全庁共通システムなど、市の重要システムについては、「新見市業務継続計画（BCP）」に基づき、災害時の対応能力向上を図る必要がある。</p>	<p>○災害等からデータを守り、継続した住民サービスの実施及び災害時の対応能力向上を図るため、本市で使用する情報システム（基幹系システム）等のクラウド化を図る。</p> <p>【情報管理課】</p> <p>①行政機能／消防等／防災教育等</p>

4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性の評価	対応方策
①防災用電源の安定的確保	
<p>○長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。</p>	<p>○長期間の停電に備え、適正な維持管理・更新を行い、非常用電源の安定的な確保を図る。 【総務課】 ②住宅・都市／情報通信</p>
②防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進【再掲】3-1⑨ P38	
③情報通信関連施設の耐災害性向上	
<p>○市全域に敷設した光ファイバ網の設備保守等を行い、告知放送をはじめ通信、映像等の各種サービスを安定して提供する必要がある。 ○そのため、24時間365日の維持管理体制を構築し、電気通信事業法、放送法等に規定されているレベルの保守を継続的に行う必要がある。</p>	<p>○市全域に敷設した光ファイバ網に関する24時間365日の維持管理体制を整備し、電気通信事業法、放送法等に規定されている保守レベルの維持を図る。 【情報管理課、総務課】 ②住宅・都市／情報通信</p>
④情報通信インフラ等の適正な維持管理・更新	
<p>○大規模災害に備え、平時から高機能消防指令システムや消防救急デジタル無線等の消防・救急業務に必要な機器、市民生活に直結する基幹系システム及び庁内ネットワーク、地域情報ネットワーク局舎機器や伝送路などの情報通信インフラの適正な維持管理・更新に努める必要がある。</p>	<p>○大規模災害に備え、平時から情報通信インフラ等の適正な維持管理・更新を図る。 【消防本部警防課、総務課、情報管理課】 ②住宅・都市／情報通信</p>

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性の評価	対応方策
①災害時における公衆無線 LAN 環境の確保	
<p>○主要な避難所や市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線 LAN 環境の整備を進めているが、必要に応じてその他の避難所等への設置を推進する必要がある。</p>	<p>○災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、市庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線 LAN 環境を拡大する。 【総務課】 ②住宅・都市／情報通信</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑥幼少期からの防災教育及び市民への啓発活動の促進	
<p>○日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校、自主防災組織等を通じ、継続的に実施していく必要がある。</p> <p>○一般市民に対しても防災意識の向上や防災・減災活動の内容を継続的に啓発する必要がある。</p>	<p>○幼少期からの防災教育を促進する。同時に一般市民に対する防災意識向上等の啓発を継続する。</p> <p>【学校教育課、生涯学習課、総務課】</p> <p>①行政機能／消防等／防災教育等</p>
⑦感染症対策を踏まえた指定避難所等の指定、周知等【再掲】 2-7② P35	
⑧避難支援個別計画の策定促進	
<p>○高齢者や障がいのある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく「避難支援個別計画」を自主防災組織等と連携し策定し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。</p>	<p>○災害時の避難などに支援が必要な避難行動要支援者の情報把握を行い、民生委員・児童委員や自主防災組織等と連携し必要情報を更新するとともに、「避難支援個別計画」の策定を促進する。</p> <p>【福祉課、総務課】</p> <p>③保健医療・福祉／環境、⑦リスクコミュニケーション</p>
⑨市及び福祉関係団体等が連携した福祉支援体制構築の促進	
<p>○福祉関係団体、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と連携し、災害時の福祉支援体制の整備を図る必要がある。</p> <p>○これらの活動に対し、活動費の補助、各種福祉サービスの情報提供、関係機関との連携等の支援を図る必要がある。</p>	<p>○福祉関係団体、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と連携して、災害時の福祉支援体制を整備するとともに、これらの活動に対し支援する。</p> <p>【福祉課、総務課】</p> <p>③保健医療・福祉／環境、⑨官民連携</p>
⑩障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進	
<p>○視覚障がい者に対しては、情報伝達に加え、避難所までの移動ルートを確認する必要がある。聴覚障がい者、状況判断の困難な知的障がい者や精神障がい者に対しては、複数の情報伝達ルートを確認するとともに、避難周知のメール文を簡潔に行うなど、工夫する必要がある。</p>	<p>○障がい者の生活を支援するため、日常生活相談支援、ケア会議、ケアプランの作成などを行う。</p> <p>【福祉課、総務課】</p> <p>③保健医療・福祉／環境</p>
⑪福祉避難所の指定拡大の促進【再掲】 2-7③ P36	
⑫地区防災計画の策定促進【再掲】 2-3⑩ P32	
⑬外国人被災者への支援	
<p>○外国人被災者に対して効果的な支援活動が行えるよう、外国人向け災害情報アプリの利用やボランティアの確保など支援体制を整備する必要がある。</p>	<p>○外国人向け災害情報アプリの利用やボランティアの確保等により支援体制を整備する。</p> <p>【生涯学習課、総務課】</p> <p>②住宅・都市／情報通信、⑧人材育成</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑭観光施設の災害対応力の向上	
<p>○観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し、避難所の所在地と行き方、帰国等の移動に必要な交通手段など、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等を整備する必要がある。</p>	<p>○施設管理者による、特に外国人旅行者への災害情報発信や避難につながる体制の整備を行い、観光施設の災害対応力の向上を促進する。</p> <p>【商工観光課、総務課】</p> <p>⑦リスクコミュニケーション</p>
⑮防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進【再掲】 3-1⑨ P38	

経済活動を機能不全に陥らせない

5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性の評価	対応方策
①中小企業におけるBCP策定の促進	
<p>○豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の教訓、及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、中小企業のBCP及び事業継続力強化計画の策定支援や関係企業との連携など、事業継続能力向上を促進する必要がある。</p>	<p>○中小企業における災害や感染症対応後の事業継続に向けた事業継続力強化計画やBCPの策定支援、及び関係企業との連携等による事業継続能力向上を促進する。</p> <p>【商工観光課】 ④産業／農林</p>
②被災中小企業への融資等	
<p>○被害中小企業者の再建を促進するため、「岡山県中小企業支援資金」及び「政府系中小企業金融機関の融資」等により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われる必要がある。</p>	<p>○被害中小企業者の再建に必要な「岡山県中小企業支援資金」及び「政府系中小企業金融機関の融資」等の制度を周知する。</p> <p>【商工観光課】 ④産業／農林</p>
③被災中小企業の復興その他経済復興の支援	
<p>○あらかじめ商工会議所・商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める必要がある。</p>	<p>○災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握し支援する体制を整備する。</p> <p>【商工観光課】 ④産業／農林</p>
④地域経済力の強化	
<p>○大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い市内県内企業の育成に平素から取り組む必要がある。</p>	<p>○市内の雇用確保や経済活性化を図るため、企業誘致活動を展開するとともに、地域における創業促進のため、創業支援セミナーの開催や市内で新たに創業する人に対する支援を促進する。</p> <p>【商工観光課】 ④産業／農林</p>
⑤緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【再掲】2-1⑨ P29	

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
脆弱性の評価	対応方策	
①自立・分散型エネルギーの導入促進		
○エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。	○市内の木質バイオマス発電所で利用するための林地残材や搬出のための作業道開設に対する支援により、未利用材の安定供給体制の確立を図り、再生可能エネルギーの導入を推進する。 【農林課、生活環境課】	③保健医療・福祉／環境、④産業／農林

5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
脆弱性の評価	対応方策	
①高圧ガス設備保全対策の推進		
○高圧ガス及び液化石油ガス関係施設に係る許可（変更含む）や届け出を必要とする施設の位置、構造及び設備を法で定める技術上の基準に適合させることで高圧ガス及び液化石油ガスに係る事故の未然防止を図る必要がある。	○高圧ガス及び液化石油ガス関係施設で許可（変更含む）や届け出を必要とする施設について、法で定める技術上の基準に適合するように指導を行い、事故の未然防止を図る。 【消防本部予防課】	④産業／農林
②石油類等（石油類及び毒物・劇物等化学薬品類）保安対策		
○石油類等の火災等による災害を防止するため、消防機関、県、新見労働基準監督署及び事業所等の防災関係機関と協力し、災害対策や輸送対策に関して指導及び取締りを行う必要がある。 ○関係事業所等における消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、化学消防車を有効利用し、緊急輸送体制の確立を図る必要がある。	○消防機関、県、新見労働基準監督署等の防災関係機関が協力して、石油類等に起因する災害対策や輸送対策に関する指導を行う。 【消防本部予防課】	④産業／農林
③有害物質の拡散防止対策		
○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を未然に防止する必要がある。	○有害物質を取り扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど未然の防止を図る。 【消防本部予防課】	③保健医療・福祉／環境

脆弱性の評価	対応方策
④放射性物質の災害対策	
<p>○防災関係機関と連携して、医療用、工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響が及ぶことのないよう予防措置を行う必要がある。</p>	<p>○放射性物質を扱う施設管理者への指導を強化し、災害の未然防止を図る。 【消防本部予防課、消防本部警防課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>
⑤観光施設等の対策の促進	
<p>○観光施設の防災・減災機能を強化し、素早い復旧により事業継続が可能な施設整備を図る必要がある。</p>	<p>○観光施設の防災・減災機能強化及び素早い復旧により事業継続が可能な施設整備を図る。 【商工観光課】</p> <p style="text-align: right;">④産業／農林</p>

5-4	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	
脆弱性の評価	対応方策	
①広域道路ネットワーク整備の推進等		
<p>○大規模災害時において、広域支援連携の交通基盤となる中国横断自動車道岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要である。緊急輸送道路としての道路ネットワーク構築のため、引き続き、未供用区間の道路整備を進める必要がある。国、県、西日本高速道路株式会社に整備の推進を要望する必要がある。</p>	<p>○隣接自治体とともに組織している道路期成会を通じて、国道、主要地方道及び高速道路の改良、改善等を要望する。 【建設課】</p> <p style="text-align: right;">⑤交通・物流</p>	
②緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【再掲】2-1⑨ P29		
③道路の防災構造化の強化【再掲】1-1⑥ P22		
④道路危険箇所の点検		
<p>○崩土及び落石、道路陥没等のおそれがある道路を定期的に巡回点検し、危険箇所の早期発見に努める必要がある。</p>	<p>○定期的にパトロールを行い、落石や道路陥没等の早期発見により危険箇所の早期対応を図る。 【建設課】</p> <p style="text-align: right;">⑤交通・物流</p>	
⑤道路危険箇所に対する措置		
<p>○市が管理している道路施設の安全確保などの防災対策を計画的かつ効率的に進めるため、災害の発生するおそれがある箇所に対し、防災工事等の促進を図るとともに被害箇所には適切な応急措置を実施する必要がある。</p>	<p>○道路防災計画（GISの構築）を策定し、防災点検及び落石対策工事を実施する。 ○舗装個別施設計画を策定し、計画的かつ効率的な防災・老朽化対策及び維持管理を行う。 ○道路付属物個別施設計画を策定し、計画的かつ効率的な防災・老朽化対策及び維持管理を行う。 【建設課】</p> <p style="text-align: right;">⑤交通・物流</p>	

脆弱性の評価	対応方策
⑥橋梁老朽化・トンネルの適正な維持管理	
<p>○トンネル災害に備え、定期的な点検を行うとともに、必要な措置を講じ事故の未然防止を図る必要がある。</p> <p>○市の管理する道路橋梁 889 橋、トンネル 6 箇所に対して、5 年に 1 度の法定点検を行い、アセットマネジメントにより計画的かつ効率的に維持管理を行う必要がある。</p>	<p>○管理する道路橋梁及びトンネルに対して、5 年に 1 度の法定点検を行い、計画的かつ効率的な防災・老朽化対策及び維持管理を行う。</p> <p>【建設課】</p> <p style="text-align: right;">⑤交通・物流、⑩老朽化対策</p>
⑦公共交通の安定供給の確保【再掲】 2-5⑦ P34	

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活等への甚大な影響	
脆弱性の評価	対応方策
①災害救助法適用時の金融機関との連携	
<p>○県が行っている「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携し、災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援を円滑に行う必要がある。</p>	<p>○災害時における地元企業等への支援の取り組み方について、地元金融機関と事前協議を行う等連携強化を図る。</p> <p>【商工観光課】</p> <p style="text-align: right;">④産業／農林</p>

5-6 食料等の安定供給の停滞	
脆弱性の評価	対応方策
①支援物資物流体制の推進【再掲】 2-1④ P28	
②緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【再掲】 2-1⑨ P29	
③農道整備及び農道橋等の保全対策の推進【再掲】 2-1⑩ P29	
④農業生産基盤の計画的整備の推進	
<p>○農業経営の規模拡大を図ろうとする意欲ある農業者の農業経営基盤を強化する。また、基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。</p>	<p>○農業経営に意欲ある農業者の農業経営基盤の強化や、基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備を促進する。</p> <p>【農林課】</p> <p style="text-align: right;">④産業／農林</p>

脆弱性の評価	対応方策
①農業用施設の計画的な老朽化対策の推進	
<p>○農業用施設については、整備から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、「機能保全計画」を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。</p>	<p>○老朽化等により支障をきたしている農業用施設の修繕事業の支援を実施する等、農業用施設の計画的な老朽化対策を促進する。</p> <p>【農林課】 ④産業／農林、⑩老朽化対策</p>
②防災重点ため池の安全対策の推進	
<p>○ため池による災害を未然に防止するため、受益のない農業用ため池については廃止する。また、防災減災対策として、自然災害により決壊した際、人家に対して甚大な被害が予想される防災重点ため池について、ハザードマップを順次作成する必要がある。</p>	<p>○受益のない農業用ため池については廃止を検討するとともに、重点ため池についてハザードマップの作成等の対策を講じる。</p> <p>【農林課】</p> <p style="text-align: right;">④産業／農林</p>

6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

脆弱性の評価

対応方策

①電源車派遣に関する事前協議【再掲】2-1⑥ P29

②自立・分散型エネルギーの導入促進【再掲】5-2① P44

6-2

水道の長期間にわたる供給停止

脆弱性の評価

対応方策

①水道施設の計画的耐震化等の促進【再掲】2-1⑫ P30

②水道施設被災時の広域支援体制整備等

○「日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱」に基づく、災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確立に努める必要がある。

○災害発生時の情報伝達、応援派遣及び受入体制の確保並びに応急給水や応急復旧の初動体制の強化を図るための訓練等を行う。

【上水道課】

②住宅・都市／情報通信

6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価

対応方策

①下水道施設の耐震化等の推進【再掲】2-6⑤ P35

②下水道施設の老朽化対策の推進

○下水道施設については、管路と処理場の「ストックマネジメント実施方針」に基づき、管路については点検調査、処理場については改築修繕計画を策定し、老朽設備の更新を実施する必要がある。

○下水道施設について、長期的な視点に立った施設管理や施設更新を推進していくため、「ストックマネジメント計画」に基づいた調査点検及び老朽設備の更新を実施する。

【下水道課】

②住宅・都市／情報通信、⑩老朽化対策

脆弱性の評価	対応方策
③下水道 BCP の定期的な見直し	
○下水道 BCP は策定済であるが、災害発生時を想定した訓練等を実施し、災害時に対応できる体制をつくる必要がある。	○下水道 BCP の定期的な見直しを行うとともに、災害発生時を想定した訓練等を実施し、災害時に対応できる体制を強化する。 【下水道課】 ②住宅・都市／情報通信
④合併処理浄化槽の設置促進	
○補助事業の実施により、合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。	○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を促進する。 【下水道課】 ③保健医療・福祉／環境
⑤農業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の促進	
○農業集落排水施設については、供用開始後、相当年数を経過した施設が増加していることから、老朽化による突発的な故障を未然に防止し、将来にわたり適切に機能が保持されるよう、計画的に長寿命化対策を進める必要がある。	○農業集落排水施設の長寿命化を考慮した維持管理を行うとともに、農業集落排水施設最適整備構想を策定し、計画的な長寿命化対策を進める。 【下水道課】 ④産業／農林、⑩老朽化対策

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止	
脆弱性の評価	対応方策
①道路の防災構造化の強化【再掲】 1-1⑥ P22	
②地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲】 2-2② P30	
③農道整備及び農道橋等の保全対策の推進【再掲】 2-1⑩ P29	
④林道橋等の点検整備【再掲】 2-2③ P30	
⑤公共交通の安定供給の確保【再掲】 2-5⑦ P34	

脆弱性の評価

対応方策

①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進【再掲】1-3① P24

②ダム施設の長寿命化の推進

○ダムについては、施設機能の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく着実な対策を実施する必要がある。

○ダム施設機能の信頼性を確保した、長寿命化計画に基づく対策を県に要望する。

【農林課、総務課】

⑥国土保全／土地利用、⑩老朽化対策

③防災重点ため池の安全対策の推進【再掲】5-7② P47

7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	対応方策
①消防本部の消防車両や救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲】1-1⑧ P22	
②オフィスや住宅等における火災予防対策の促進	
○住宅用火災警報器の未設置世帯への設置促進や、当該警報器の条例適合場所への設置率向上を図る必要がある。	○火災による被害を軽減するため、住宅用火災警報器及び住宅用防災機器の設置・更新を促進する。 【消防本部予防課】⑦リスクコミュニケーション
③大規模商業施設等の防火対策の促進【再掲】1-2① P23	
④消防団の充実強化【再掲】1-2③ P24	
⑤初期消火体制の充実【再掲】1-2④ P24	
⑥地区防災計画の策定促進【再掲】2-3⑩ P32	

7-2

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

脆弱性の評価	対応方策
①緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進	
○建築物が地震による倒壊等により、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難となることを防止するため、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道の耐震診断が義務付けられた建築物の所有者へ耐震診断結果の報告を求め、耐震化を促進する必要がある。	○地震発生時に通行を確保すべき道路を指定し、その道路の沿道建築物の耐震診断の義務等を課し、当該建築物の耐震化を促進する。 【都市整備課】 ②住宅・都市／情報通信、⑤交通・物流

7-3

ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	対応方策
①防災重点ため池の安全対策の推進【再掲】5-7② P47	
②水門等の長寿命化の推進	
○水門等については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を順次実施しており、今後も着実な対策が必要である。	○河川の水門等の老朽化対策・管理を順次進める。 【農林課】 ⑩老朽化対策

脆弱性の評価	対応方策
③ダム施設の長寿命化の推進【再掲】6-5② P50	

7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
------------	------------------------------

脆弱性の評価	対応方策
--------	------

①有害物質・環境モニタリング体制の確保	
----------------------------	--

<p>○水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで結果的に有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き、構造基準等の遵守について指導する必要がある。</p> <p>○有害物質の拡散・流出時に、汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング(大気・水質)体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>○水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、法の基準を遵守することで地震時などに有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き、構造基準等の遵守について指導する。また、有害物質の拡散・流出時に、汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング(大気・水質)体制の強化を図る。</p> <p style="text-align: center;">【生活環境課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>
--	--

②有害物質の大規模拡散等防止対策の促進	
----------------------------	--

<p>○毒物・劇物等の有害物資を保有する事業者は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。そのため関係機関との連携体制を整備する必要がある。</p>	<p>○有害物質を保有する事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等の実施を促進する。また、そのため関係機関との連携体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">【生活環境課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>
--	--

7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃
------------	--------------------------

脆弱性の評価	対応方策
--------	------

①農地・農業用施設を維持する共同活動の促進	
------------------------------	--

<p>○用排水路やため池などの機能は、地域の共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要がある。</p>	<p>○ため池や用排水路、農用地などの機能の保全が今後も継続的に行われるよう、地域住民の共同活動等による維持修繕、管理を促進する。</p> <p style="text-align: center;">【農林課】</p> <p style="text-align: right;">④産業／農林</p>
--	---

②農業生産基盤の計画的整備の推進【再掲】5-6④ P46	
-------------------------------------	--

脆弱性の評価	対応方策
③計画的な間伐の推進	
<p>○森林は土砂災害防止等の機能を有している。県等と連携しながら、各種補助事業を有効に活用し、効果的な間伐を推進する必要がある。</p>	<p>○森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、間伐を中心とした適切な森林整備を促進する。</p> <p>【農林課】 ④産業／農林</p>
④鳥獣被害防止対策の推進	
<p>○野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、有害鳥獣の捕獲を進めるとともに、里山整備（再生）に取り組む必要がある。</p>	<p>○国・県や専門家等と連携し、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成など、鳥獣被害防止対策を総合的に実施する。</p> <p>【農林課】 ④産業／農林</p>

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	対応方策
①災害廃棄物処理計画の策定	
<p>○国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、近隣自治体との連携・協力のあり方等について定める必要がある。</p>	<p>○「災害廃棄物処理計画」を策定する。また、災害廃棄物の処理について、近隣自治体との連携・協力のあり方等を検討する。</p> <p>【生活環境課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境</p>
②災害廃棄物処理施設の整備	
<p>○老朽化した施設を更新整備する際は、災害を想定した耐震化施設として整備する必要がある。</p> <p>○大規模災害においては、市外からの搬入も想定されることから、県や近隣自治体と連携し広域的な協力体制の整備を進める必要がある。</p>	<p>○老朽化した災害廃棄物処理施設を更新整備する。</p> <p>○大規模災害における県や近隣自治体と連携した広域的な協力体制を整備する。</p> <p>【生活環境課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉／環境、⑩老朽化対策</p>

8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性の評価	対応方策
①災害支援協定締結団体・企業との連携強化	
<p>○新見市建設業協会、新見市環境保全協会等の災害協定を締結している団体・企業と引き続き連携を強化する必要がある。</p>	<p>○災害協定を締結している団体・企業と連携を強化する。</p> <p>【総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑨官民連携</p>

脆弱性の評価	対応方策
②建設産業の人材確保支援	
<p>○建設産業が、社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行うなど重要な産業であることを市民に周知する必要がある。</p> <p>○土木・建築系の学生と企業とのマッチングやIJU ターン者の支援等を進め、市内建設産業を人材確保の面から支援する必要がある。</p>	<p>○社会インフラを支える建設産業の役割周知や、IJU ターン者の支援等により建設産業の人材確保を図る。</p> <p>【商工観光課】</p> <p style="text-align: right;">⑧人材育成</p>
③災害ボランティア関係機関の連携強化	
<p>○災害発生時におけるボランティアの受入について、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し運営にあたるが、円滑な受入が行える体制づくりに向け、平時より連携を図り活動を支援していく必要がある。</p>	<p>○災害ボランティアの窓口である新見市社会福祉協議会と連携を継続する。</p> <p>【福祉課、総務課】</p> <p style="text-align: right;">⑧人材育成</p>
④新見公立大学との連携促進	
<p>○地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組において、新見公立大学の知見や人材を活用する必要がある。</p>	<p>○新見公立大学と連携し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、市民に学びを提供するとともに、学生の主体的な地域課題探求活動を支援する。</p> <p>【総合政策課】</p> <p style="text-align: right;">⑧人材育成</p>
⑤担い手の確保（地域おこし協力隊）	
<p>○市民との交流の中で地域の資源や課題を見つけ、地域を元気にする新たな取組の企画、地域課題の解決に向けた提案、また、各隊員が連携して活性化イベントの開催や本市の情報発信を行うなど、「よそ者・わか者」の新しい感覚で新見市全体のまちおこしに取り組む人材を確保する必要がある。</p>	<p>○意欲ある地域外からの人材を受け入れ、新たな視点・発想により本市の地域資源を再発見し、地域の元気づくりや集落の維持・活性化を図る。</p> <p>【総合政策課】</p> <p style="text-align: right;">⑧人材育成</p>
⑥地域コミュニティの強化	
<p>○地域課題が複雑化・多様化するなか、人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域活力の低下など、地域コミュニティの維持が困難な状況となっていることから、地域コミュニティの中心となる既存団体の再編などコミュニティの担い手育成に取り組むことにより、かつてあった、人と人とのつながりを取り戻し、自治力を備えた地域を創造する必要がある。</p>	<p>○地域課題を共有し解決を図る、全員参加型の地域運営組織の設立を推進するとともに、設立後の自主的な地域活動を支援する。</p> <p>○地域拠点エリアにおいては地域特性を活かした「小さな拠点」づくりに取り組み、良好な地域コミュニティの維持を図る。</p> <p>【総合政策課】</p> <p style="text-align: right;">⑦リスクコミュニケーション</p>
⑦県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化【再掲】3-1④ P37	

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
脆弱性の評価	対応方策	
①岡山県文化財等救済ネットワークとの連携強化		
○県や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している「岡山県文化財等救済ネットワーク」について、災害時の連携を一層強化する必要がある。	○「岡山県文化財等救済ネットワーク」との間で、災害時の連携強化を図る。 【生涯学習課】	⑦リスクコミュニケーション
②文化財施設の適切な維持管理		
○文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。	○市内の文化財等のデータベース化を図り、文化財施設の適切な維持管理を図る。 【生涯学習課】	②住宅・都市／情報通信、 ⑩老朽化対策

8-4	浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	対応方策	
①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進【再掲】1-3① P24		

8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	対応方策	
①被災者の住まいの確保に向けた体制整備		
○災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、県が締結している協定に基づき、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設）について、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するなど、事前準備を進める必要がある。	○応急仮設住宅の建設予定地の選定等、事前準備を進める。 【総務課】	
○住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、民間建築業者と住宅の応急修理に関する協定を締結するなど、体制の整備を図る必要がある。	○被災住宅の応急修理に関する協定を民間建築業者と締結する等、体制の整備を図る。 【都市整備課】	②住宅・都市／情報通信、⑨官民連携

脆弱性の評価	対応方策
②地籍調査の推進	
<p>○災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や所有者等を明確にした地籍図等を整備し、土地の境界を確定しておくことが重要である。</p> <p>土地所有者の不在化、高齢化が進んでいるため、更なる地籍調査の推進を図る必要がある。</p>	<p>○市全域での地籍図等の整備に向け、引き続き県等関係機関と連携し、積極的に地籍調査を実施する。</p> <p>【建設課】</p> <p style="text-align: right;">⑥国土保全／土地利用</p>

5. 施策の重点化

地域計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度 ②重要度 ③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等から重点化すべき取組を選定した。また、重点化を図るリスクシナリオの選定において、重点化を図るリスクシナリオと関連が強いとされたリスクシナリオについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図る。

重点化を図るリスクシナリオ及びそのリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオを以下に示す。

※ ：重点化を図るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
		6-2	水道の長期間にわたる供給停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃

第5章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 全員参加による計画の推進

本市の強靱化の実現には、本市の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担により、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、地域計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国、県の各種補助事業の活用や、民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2. 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標（新見市国土強靱化地域計画 アクションプラン）の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。



新見市国土強靱化地域計画

令和3年3月

新見市 総務部 総務課

〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地 3
TEL 0867-72-6111 (代表) FAX 0867-72-3602
